

生産組織が核となる地域農業の展開

千葉孝喜

1. 町の農業の概況

まず最初に、米山町の位置は仙台市より北に約 62 km ほど行ったところです。東北新幹線で行きますと古川駅でおりまして、そこから東に約 30 km ほど行ったところです。見渡す限りの平坦な水田地帯で、いわば仙台平野の穀倉地帯の一翼を担っている町だとう理解いただければよろしいと思います。

町の農業の概況ですけれども、昭和 60 年センサスの結果では、農家戸数が 1,994 戸あります。そのうち専業農家が 131 戸、それから兼業農家が 712 戸、2 種兼業農家が 1,151 戸ということで、62 年時点で 2 種兼業農家割合が 57.7% となっております。5 年ほど前までは、実は 2 兼割合がせいぜい 4 割弱ということで、この 5 年間に兼業形態が変わってきているという形になっております。なお、専業農家 131 戸というのは 1,994 戸に占める割合としては 6.6% なんですけれども、これはあくまでも統計規定上の話でございまして、私どもが考える限り、専業的農家はおおむね 12% 程度であろうかと理解しております。

と申しますのは、ご存じのようにセンサスでいきますと、農作業の受託収入等々が専業農家が農作業の受託収入そのものが農外収入にランクされるということで、統計規定上、兼業農家にランクされていることがあるから、こういう数字になるわけです。

それから、農用地面積は 3,125 ha あります。水田が 2,989 ha、それから畑が 135 ha ということで、この数字からもご理解いただけますとおり、水田化率 95.3%、いわば全く水田の町だというわけです。

家畜飼養頭数ですけれども、同様に 60 年センサスで豚の常時飼養頭数が 2 万 8,102

頭となっております。牛が 2,561 頭あります。子豚の年間の生産頭数が約 10 万頭ほどあります。宮城県全体での年間の生産頭数は約 60 万頭弱ですから、米山町 1 町村で子豚の生産シェアは 12% ないし 13% 程度ということで、米山は米プラス養豚の町という性格を有しております。

それが農業生産額にもあらわれておりまして、米で 59 億 9,000 万円、豚が 29 億 6,100 万円です。肉牛が 3 億 4,600 万円、その他、5 億 9,200 万円ということで、60 年の農業粗生産額が 98 億 8,900 万円になっております。

町の農業生産の推移ですけれども、昭和 50 年には約 70 億円程度でしたから、この 10 年間に約 29 億円ほど農業生産が伸びている町だとう理解いただければよろしいかと思えます。とかく水稲単作地帯においては昭和 45 年に開始されました減反政策以降、むしろ農業粗生産額そのものは伸び悩みにある市町村が多いかと思えますけれども、そういう意味では養豚という一つの作目が定着したことによって、米山町全体の農業生産額はかなり伸びております。

2. 組織化のはじまり

きょうの報告の中心になる、いわゆる生産組織が核となる地域農業の展開ということですが、実は米山町の実生産組織が構成されて以来の歴史は非常に浅く、本来はここでご報告できるようなことではありませんけれども、この生産組織が構成されることによって、町の農業が大きな変化を示しているということで、あえて報告させていただきたいと思えます。

米山町の生産組織は昭和 40 年代中盤までは全く影すらありませんでした。この理由は、

とりもなおさず町の農業形態が示しますとおり、米にあぐらをかいてきた町だからです。しかも養豚振興が昭和35年、わずかに飼養頭数が600頭なにかしかなかった分が、5年間で3,000頭に伸び、さらに5年刻みに倍加していくということで、現在の2万8,000頭強の飼養頭数を誇るに至っているわけですが、いゆる米プラス養豚の中で、何とか個別経営でも生きていけるだろうという、そういう考え方が農家の中に根強く残っていたがゆえに、生産の組織化に対する考え方は全く皆無であったと分析できるのではなかろうかと思います。

ところが、昭和40年代後半になりまして、米山町にも兼業化がやはり定着してくるわけです。これは専業農家の減少傾向をみるとすぐわかることなんですけれども、昭和35年に約70%おりました専業農家が、やはりこれもまた5年刻みで半減していくという、先ほど申しました養豚の増頭基調と全く反対の傾向をとってきたわけです。昭和49年にはわずかに109戸の専業農家しか存在しなくなりましたが、それ以降、若干ずつ専業農家の数が盛り返してまいりまして現在に至っているという状況です。

裏を返せば、兼業農家層がかなり増加してきたということです。この兼業農家のうちでも安定的に雇用機会を得た農家が、何とか機械作業だけでもいいから請け負ってくれる人たちがいないだろうかということで農協に働きかけをしたわけです。ちょうどそのころが昭和40年代の後半になろうかと思います。農協ではこれを受けまして、よしひとつ皆さんのニーズにおこたえしようじゃないかということで、昭和46年に約120ha規模の育苗センターを設置し、春の農作業部門を大々的に受託するというで展開しました。それから、2年おくれまして昭和48年には、秋の部門の作業、つまり収穫作業ということでライスセンター、約100ha規模を設置し

たわけです。ところが、いずれ形態は農協直営の集中管理施設といえども、それを維持するために、あるいは施設を効率的に稼働させるためにも、それに追随する下部組織が必要だということで農協で何とかそれに連動する生産組織をつくろうということで躍起となったのが、48年の暮れから49年の春にかけてでした。

これはどこでもやる手法ですけれども、農協は各集落ごとに総花的に座談会を開催いたしまして、農協の育苗センター、ライスセンターに結びつく生産の組織化をどうぞ皆さんの手でつくり上げてほしいということで呼びかけたんですけれども、極論を申し上げますと、はいそうですかと手を挙げた人は1人もいなかったのが実情です。

しかし、進んだ地域とは違ひまして米山町の場合はかなりローカル色が強かったものですから、農協の職員が直営の施設に直接労働者としてコンバインとかを動かしまして、施設稼働をするという発想は当然当時なかったわけです。何とか農家組織でそれをつくり上げなくては、ということで、農協とか行政がよくやります一本釣り方式で、あそこの集落のだれだれさんには役場のだれが行けばうんと言うだろう。あるいはあそこの部落のだれだれさんは農協の参事のだれが行けばいいだろうということで、要すれば一本釣り方式で釣り上げてまして、それを1つの入れ物にということで、無理につくらされた組織が昭和49年に3つできました。これはかなり言い方がきついんですけれども、実態は多分そうだったろうと思います。

したがって、そういう形で3つの組織ができ上がったわけですが、そのうちの1つは3年か4年もしないうちに、こんな面倒くさいことはやめたということで、一抜けてしまったわけです。残りの2つはそのまま継続的に実践してきたんですけれども、さらにそのうちの1つがつい最近、担い手不足とい

うか、もう 20 年近くになるわけですから、かなり高齢化も進んで、その後継者が就農していないということで、やめてしまっているという状況です。

つい最近やめた組織に、いろいろお話を聞いてみました。彼らは今の仕事に対してもうけがないとか、メリットがないということは一言も言いませんでした。このまま持続できるんだったら、おれの息子が継いでくれるんだたら継いでもらいたいけれども、何しろ息子はもう既にほかの仕事についている。それを呼び戻すことは非常に難しい問題だということで断念したようです。

なぜ、そこの組織には後継者が育たなかったんだろうかということを経営者も考えてみたし、聞きもしたんですけども、1つ決定的な問題としては組織構成に彼らの主体性が存在しなかったということ。したがって、彼らの組織に対する将来像の見きわめがなかったことが当然1つであろうと思います。

それからもう1つは、米を中心とする生産組織だった。米を中心とするというより、むしろ米オンリーの生産組織だったということで、組織活動の時期が非常に狭まっていた。必要な時期に集まって、ただ単に米の作業をこなして、そして、また農繁期になれば個別の経営の中に戻っていく、個別の経営というよりは、個別私経済の中に戻っていくという状況の中で何年かやってきたわけですから、組織としての問題点も出なかったし、問題点が出たとしてもそれを解決する話し合いもなされない。したがって、もう一步突き出すことはできないということが最大の原因じゃなかったらと思うのですが、また、彼らもそんな話に終結しているようでした。

3. 複合組織への変革

次に、そういう組織の形態を見ながら、ある若者グループが奮起いたしまして、何とか農業だけで食える経営形態をつくり上げるこ

とができないだろうかということで、複合組織への取り組みが開始されました。

その第1号が、昨年度朝日農業賞を受賞した追土地中央生産組合ですが、この組合は結成が昭和 52 年です。当時、平均年齢が 21 歳ぐらいの若者でした。彼らが生産組織をつくるに当たりまして、従来の3つの先輩集団と同様の形ではいろんな問題点が出るだろう。と申しますのは、1つは彼らが組合を結成しようと思決定する段階で、もう既に1つの生産組織はやめておりましたし、もう1つの組合もあすかあさってかというような状況だったわけですから、そういう水稲単一の組織では困るだろう。水稲単一の生産組織の問題点はいろいろありますけれども、要すれば、1年のうち数日しか、限定された農繁期にしか組織活動ができないという弱体性があります。ですから、それを打破するために、何とか年間を通じて組合出役できる体制を我々は組合員の目標としているんだということで、かなり一生懸命調査等々を行なって出た結論は、周年就農を目指す複合生産組織という形になるわけです。

20 歳そこそこの若い連中が将来農業だけで生きていこうということで、そういう組合結成した。それに刺激を受けた各集落ごとに若い農業後継者が、おれたちも真似すればできるんじゃないか、連中だけができて、おれたちができないわけがないということで、いろいろなそういう組織形成の芽生えができたのが、それから 2、3 年後あたりだと思っております。

口で言えば複合生産組織というのは結構格好いいんですけども、これは別に米山町のアイデアではなく、もう既に農水省が複合作物ないし複合化組織というのをたしか大分前に打ち出していたはずなんです。ただ、米山町の場合、複合化に何を入れようか。最もポピュラーなのは畜産経営ですけども、畜産を大々的に規模拡大すれば、今度は水稲の組織との

競合関係が出るだろう。あるいは新しい作物として野菜を入れたらどうだろう。そんなことで、いろいろ議論したわけです。ですから、同じ複合化するにしても、組織の経営作物としてなじむ作物を導入し、組織自体が経営体としての特色を持つような、そういう組合をつくらうということで、彼らはそういう表現はしませんけれども、よくよく話を聞いてみるとどうもそのような感じになるわけです。ですから、結論を申し上げますと、追土地中央生産組合は、米につきましましてはいわゆる機械施設の共同利用組織であります。したがって、米の共同収穫物は個人に帰属するということになっております。

それから、後でもお話しますが、ちょうどたまたまタイミングよく水田利用再編対策事業が実施されて、米山町内の転作を大々的に受託しました。転作で栽培する麦とか大豆、これにつきましては全く協業形態の要素を取り入れております。それから、現在、イチゴを省エネハウスで約 5,000 m² ほどつくっておりますけれども、これもまた、全く組合の協業作物としての位置づけになっております。ですから要すれば、個人経営の特色を生かしながら、総体的には協業経営の体系を追求しようという組織です。

その後、追土地中央生産組合に引続いてこの種の生産組織が次々に設立され、現在町内

には複合生産組織と呼んでいる組織が 14 あります。

4. 水田利用再編対策が契機となって

これらの生産組織の拡大の背景には、水田利用再編対策も含めた転作の影響が非常に大きな要因としてあるのではなかろうかと思えます。

とりあえずは、転作を中心に彼らの経営形態と集落の絡み等々をお話したいと思います。

実は、昭和 53 年の水田利用再編対策の初年度の米山町の転作は大失敗をしております。先に第 2 表の 53 年度の欄をごらんいただきますと、目標面積が 158 ha、それに対して実施面積が 159 ha ということで、まさに達成率は 100.6% になっているわけです。しかし、その次の欄に団地化率もありますけれども、これはゼロでした。

したがって、100% 個別のばら転作であったわけです。ただ、作目だけは奨励補助金の高い作目ということで、ほとんどの農家が大豆を選択しまして、転作を実施したわけです。ところが秋になって、この大豆を収穫した農家はほんの数えるぐらいしかなかったという結果に終わっております。要するに、すべてが捨てづくりだったということです。

1 つはやむを得ない事情があったわけです。第 1 表に示しました、いわゆる減反から続

第 1 表 昭和 45 ～ 52 年度稲作転換実績

年 度	生産調整 実 績	左 の 内 訳			目 標		達成率
		休 耕	転 作	そ の 他	数 量	面 積	
	ha	ha	ha	ha	t	ha	%
45	228.3	139.9	87.8	0.9	1,293.1	300	76.6
46	102.6	43.7	58.9	—	2,646.0	557	18.4
47	104.3	52.8	40.7	15.6	2,262.3	480	23.0
48	130.8	102.7	23.6	0.4	2,011.2	400	32.0
49	33.5	—	28.3	0.5	130.1	30	114.3
50	35.2	—	29.1	0.6	152.5	34	103.0
51	21.1	—	21.1	—	—	25	84.5
52	18.0	—	18.0	—	—	26	69.2

注. 50 年度までは配分は数量につき面積は換算値である。

第2表 水田利用再編対策の実績

(単位: ha)

年 度	目標面積	実施面積	実 施 率 (%)	団地化率 (%)	主 な 転 作 作 物		
					麦	大 豆	野 菜
53	158.0	159.0	100.6	—	0.1	97.3	5.1
54	158.0	179.0	113.3	59.7	100.7	38.4	6.9
55	284.3	296.7	104.4	52.3	111.0	96.4	8.8
56	305.9	313.3	102.5	74.9	189.9	75.0 (40.0)	15.4
57	305.9	307.1	100.4	73.3	146.2	101.5 (36.0)	19.5
58	302.0	303.6	100.5	80.1	214.4	42.2 (65.0)	22.5
59	341.0	342.0	100.3	79.2	146.4	145.5 (40.0)	25.3
60	325.6	328.6	100.9	80.8	206.9	81.4 (113.7)	24.6
61	341.0	343.1	100.6	83.7	233.1	62.8 (138.5)	25.1
水田農業確立対策							
62	538.0	546.8	101.6	90.2	410.0	81.8 (210.2)	24.6

注. () 内は麦後大豆の栽培面積で外数.

いておりました52年までの推移をごらん下さい。昭和45年、減反初年度には228.3ha、これは面積換算でそれぐらいの実績があったわけですが、これが昭和52年になりますと、わずかに18haとなっているわけです。つまり、米山町の全部の農家の方々の意識と言っても差し支えないと思いますし、我々、町役場の人間も農協の首脳陣もそうでしたが、初年度ぐらいはそういう形で農水省を通じて目標配分があるにしても、将来的にまた自由に米がつくれる時期があるだろう、という意識をかなり根強く持っていました。そんな訳で、いずれにしろ53年の転作協定はまさに物の見事に失敗してしまったわけです。農家に入った手取りは、生産調整の奨励補助金のみというのが実態だといっていいだろうと思います。

とはいえ、状況の変化は、52年の夏あたりからひしひしと伝わってきていました。この頃には水田利用再編対策は相当長期的に、かつ強制力をもって実施されそうだという情報が、県、そして私ども町役場を通じて農家

に行き渡っていたと思います。一説には、将来、30%程度目標面積が配分されるであろうとも言われました。そうすると、米山町に将来30%配分されるだろう転作面積をただ単に捨てづくりしていいんだろかという疑義が、少なくとも農協、私どもも含めて農家に警鐘され始めたわけです。当然出る答えはたった1つです。そんなやり方ではいいはずがない。何とかしなくてはいけないということで、いろいろのことがあったすえ、米山町のような水田地帯で転作作物を満足にとるためには、ある一定区域を団地化しなければいけないだろうということになったわけです。

と申しますのは、米山町の水田は勾配が大体4,000分の1ぐらいなんです。4km行ったら約1m程度下がるという、そういう緩勾配の全くフラットな水田地域なものですから、思い思いに田んぼの真ん中に転作作物をつくったとしても、隣の田んぼからの漏水、あるいは雨が降れば雨水が回避できない。当然、毎日のように用水供給されるわけですから、用水路からの漏水等々でどうしようもな

いだろう。もう既にそのことにつきましては昭和 53 年の大豆で経験しているわけですから、何とか一角を大きな形で、最低限用水を遮断する形で転作を仕上げてくなくてはならないだろうということで取り組んだのが昭和 54 年収穫の麦、すなわち 53 年の秋に播種した麦からでした。

その後、いろいろな形態の中で団地化の手法等々については議論されて、最終的には、第 1 図に示した米山町の転作実践フローチャートにあるような、ほかの地域では非常に珍しい形態だと思いますけれども、農協が窓口となった取り組みを行なっております。

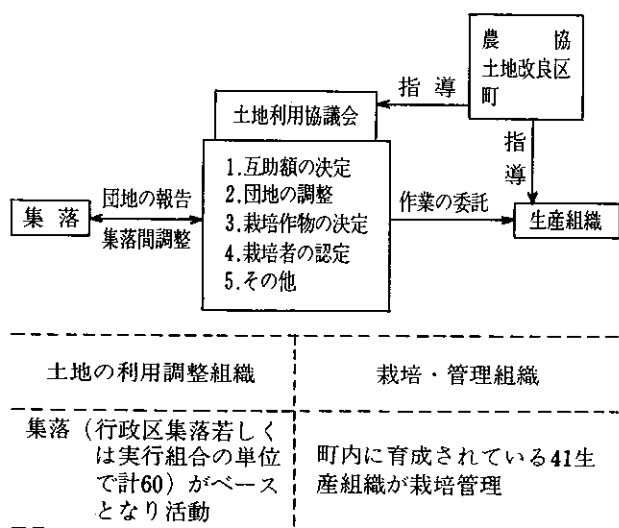
ことしの 3 月 1 日で、米山町、実は 4 つの農協がやっと合併できましたけれども、それまでは 4 つの農協がございました。その 4 農協にそれぞれ窓口ができて、名称は土地利用協議会とか、転作協議会とかということで、名称の差異はありますが、そこが集落との機能調整を図り、集落は集落自体でみずからの活動を行なう形で、土地の利用調整を図っていくという図式が仕上がっております。

そして、土地利用協議会は、各集落ごとの

生産組織等の調整を図りながら、作業の再委託を行なう。協議会は土地の利用調整組織と栽培管理組織であり、集落と作業を受託する生産組織との間で、両者の機能を調整し、同時に農協管内で必要最低限の取り決めを行なう。必要最小限の取り組みは、例えば互助額の決定とか、あるいは単一集落間で調整できない団地の調整を行なうとか、地権者によっては栽培作物を限定して、団地に土地を提供する方もいますので、その辺での栽培作物の決定、選定等々の作業を土地利用協議会は行なうという形で、転作地の集団化が図られているということになるわけです。

ことしの結果については、まだ計算結果が出ておりませんので、団地化率何%という正確な数字はわかりませんが、少なくとも昨年度の米山町の転作地における団地化率は 90.2% ということで、約 600 町歩転作面積の配分がありますけれども、その 9 割方が最低限 1 ha 以上の、一番多いところでは 40 ha 1 団地というのがありますが、そんな形で団地化が図られております。

ところが、集団転作というのは一体何なん



第 1 図 米山町の転作実践フローチャート

だろうかと考えてみますと、土地を集めることが決して集団転作ではないはずなんです。集められた土地の上にどういう作物を効果的につくって、しかも、それで付加を得る農業者がどういう形で醸成されていくだろうかということが、すべて網羅されて初めて集団転作の意義づけに到着するものだとは私は理解しております。

そういう意味で、多くの地域では確かに奨励補助金等々の付加を得るべく団地決定しますけれども、極論を申しますと、非常にうまく管理されている地域と、それから広大な土地を集めて草ぼうぼうに生やしている地域との両極端に分かれるのではなかろうかというふうに思っております。後者の場合は、土地集めの手法までは集落の共同責任だということとやるわけですが、それを受けて栽培する組織が育成されていない場合にどうも出ているようです。

そこで、米山町の場合は、非常に立派に管理されているというのはなかなか言いがたいのですが、少なくとも上の中ぐらいまではうまく管理されていると思います。上の中ぐらまでの管理ができるのは、各集落ごとに、先ほど申しました追土地を範とする生産組織が、若い農業後継者を中心にでき上がったことによると思います。

先ほど追土地中央生産組合みたいな、いわゆる米山町という複合組織は現在 14 あると申し上げましたが、ほかに稲作は個別経営としながらも、転作作業だけは集落の中核農家数戸で共同作業とする。組織、転作組合と一般的に呼んでおりますけれども、そういう組織が 27 あります。合計 41 の生産組織が 540～550 町歩の集団転作地を管理するという方式になっているわけです。

41 にも及ぶ、少なくとも大体 1 集団平均 4、5 戸構成の小集団が集落を単位に結成されたのが 1 つ米山町の特徴としてあろうかと思えます。もちろん組織の性格はそれぞれあ

ります。ただ単に転作作業の共同作業をする組織、それからもう一歩ぬきんでようとして、今一生懸命頑張っている組織。それから、14 の生産組織にほぼ近くなろうとしている組織等々がいろいろな形で存在しておりますけれども、なぜこのように農業の厳しい時期に、しかも 41 生産組織で総体的には約 200 戸ぐらいの構成戸数になるわけですが、その多くの方々は、奥さんと 2 人で作業に従事するのが米山町の特徴なんですけれども、男女を合わせた平均年齢が 41 組織平均で、たしか 38 歳ぐらいだと思います。ですから、非常に若い組織になるわけですが、この厳しい時期にこういう若い農業後継者が、しかも 27 の組織は水田利用再編対策、第 3 期対策、つまりポスト 3 期対策の時点で実績を上げているわけです。

5. 組織間の連携体制の確立

そういう形がなぜでき上がっていったのかということをおちょっと触れさせていただきたいと思います。

追土地を中心とするそういう組織が、ある程度数ができた時点で、どうも単位組織の発想だけでは貧弱だし、むしろ組織間のいろんな連携をとりあって、新しい作物に取り組むにしても、みんなで責任を分かち合ってやった方がいいんじゃないかという、そういう発想のもとで、「農業生産組織連絡協議会」をつくったわけです。これは単なる連絡調整機関ではありませんで、かなり経営面に立ち入った組織だとしてご理解いただいて結構だと思います。

例えばその一例を申しますと、現在、米山町に定着しております大豆の栽培ですが、この大豆につきましても、単なる大豆をそれなりにつくるよりも、もう少し、いわゆるブランド性のある大豆を栽培するべきじゃないかということ、たしか茨城が主産地になっております納豆小粒大豆、これを

ひとつ宮城県が納豆の発祥地であるという話を聞いているので、宮城県の納豆事業協同組合との連携のもとに、有利に栽培できないだろうかという提案がありました。しかし、何しろ栽培をしたこともないし、見たこともない作物でしたので、1年か2年ぐらいかけてとにかく栽培試験をやってみよう、そして、そこで得られた実証が確信の持てるものであったら、全体的に普及を図っていこうというようなことにしました。

既にその他のもろもろの作物が米山町に導入され、定着される前に、ここの農業生産組織連絡協議会の構成組合がおのおのリスクを分担して事に当たってきていました。そして、そこで自信の持てる作物が導入される。そういう経緯を町の多くの人たちが知っておりまして、新しく参加しようとするそういう組織の方々も当然それぞれ理解していたわけですから、みんなで一生懸命やっていけば、多分うまくいけるだろうという意識もあって、多くの組織構成ができたという理解をしております。

6. 集落の支援体制

さて、以上のようにいろんな形で追土地を中心とする、そういう生産組織の方々の活動はかなり評価してまいりましたけれども、これは単に生産組織の力があってだけでは決してでき得ない問題点があります。一括管理を委ねられております転作地等々で水稻作を中心とした作業受託を行なうことで、米山町の多くの生産組織がそれなりに経営を拡充できた訳ですが、その陰にはいろいろの問題があったのです。通常、米山町みたいな水稻単作地帯におきましては、むしろ多くの農家の心情としては、特定の者にもうけさせるよりは、おれが損してもいいから連携をとらないというのが観念としては通常だったわけです。最もポピュラーな感情としてあったわけです。

しかし、それを農協等々が米山町の農業の

将来を考える場合、転作もまた積極的に取り組む必要があるんだ。それが団地形成なんだということで、飽きもせず集落に入って説明したという経緯がありまして、米山町内の全集落に、とにかく転作は集団化でという意識が植えつけられました。また集落は自ら行動し、90% 近くの団地化率を確立し、さらに先ほど申し上げました土地利用協議会なるものが窓口となって、自分たちが認めた栽培組織にこれをゆだねる。そういう集落機能と申しますか、集落の後押しがあって初めて今日の組織体制ができて上がっているのではないかと思います。ただ単に、面積だけをそっちこちに散らかる転作地を管理するというような方式では、現在の米山町みたいな組織体制は決して生まれなかったと断言してもよろしいと思います。

7. A 組織の活動内容

——複合組織の1つの事例として——

さて、そうは言っても、果たしてそれなりに取り組む生産組織の経営実態はどうなんだろうかということになるわけですが、例えば複合生産組織の代表事例として、ある組合の経営内容をお話し申し上げてみたいと思います。追土地中央生産組合等の経営内容については、朝日農業賞等の受賞で多分いろんな関係誌が扱っていると思いますので、別な組合の事例をご紹介しますと思います。

第3表をごらんになっていただきたいと思います。稼働面積という欄ですが、いずれ米につきましては、自分たちの所有している面積はおおむね18haで、それに耕起、代かき、田植え、刈り取りから調整までの作業種目の平均で、一作業平均約8haの受託を行なっているということで、稼働面積が26haとなっております。それから麦の転作地が18ha、麦後の大豆が13ha、その他は110aとありますけれども、これは野菜部門で、雨除ピーマンとイチゴと白菜、これは麦

第3表 A生産組合の減価償却費（昭和60年）

機種・施設名	年間償却費	稼働面積					10a 当たり 年間償却費	備 考
		米	麦	大豆	その他	計		
ダンプトラック（2t）	209,250円	2,610a	1,810a	1,300a	110a	5,830a	359円	
トラクター（48PS）	225,800	2,610	1,810	1,300	110	5,830	387	
（35PS）	168,900	2,610	1,810	1,300	110	5,830	390	
（31PS）	159,000	2,610	1,810	1,300	110	5,830	274	
ドライブハロー	195,000	2,610				2,610	747	
ライムソー	31,200	2,610	1,810	1,300		5,720	55	
ロータリー（48PS）	41,000	2,610	1,810	1,300		5,720	72	
トレーラー	21,000	2,610				2,610	80	
コンバイン（5条G）	946,600	2,610	1,810			4,420	2,142	473,300×2台
田植機	370,200	2,610				2,610	1,418	6条8 各1台
堆肥散布機	75,000	2,610	1,810	1,300		5,720	131	
稲ワラベラー	240,000	2,610	1,810			4,420	543	
フロントローダー	82,000	2,610	1,810	1,300		5,720	143	
穀物乾燥調整施設	1,360,000	2,610	1,810			4,420	3,077	内機械 1,049,000
水稻育苗施設	266,000	2,610				2,610	978	
格納庫	144,907	2,610	1,810	1,300		5,720	143	
作物別償却費		10,939	7,173	1,954				
合 計	4,536,757							

跡白菜が主流ですけれども、そういう形で、年間 365 日のうち約 300 日、組合活動できる作目構成をとり周年就農体制を実践している組織です。

問題は、そういうしち面倒くさい複合組織というか、そういう周年就農をつくって、果たしてどれぐらいのメリットがあるんだろうか。これはメンタルな面では組織維持、あるいは組織の発展を考えますと、年中組合活動の中で集まり得るというのは、これは非常に優位だということは当然理解できると思います。しかし、実質的、経済的にはどうなんだろうかということを考えてみたいと思います。

第3表にこの組合の減価償却費を、稼働面積当たりで計算しております。機種ごと稼働面積当たりの減価償却費という、単純な方法で出しているわけです。本来的に厳密な減価償却を計算するとすれば、いわゆる稼働率に応じた償却費を計上するのが妥当だとは思いますが、とりあえずそれでお許しいただきたいと思います。そういうふうにして

いきますと、それぞれ米、麦、大豆、その他を栽培することによって、使う作目ごと、面積ごとに振り分けて、例えばダンプトラック 2 トンの 10 a 当たりの年間償却費は 359 円になるというふうにごらんになっていただければよろしいと思います。と同様に、総体的にはこの組合の年間償却費 453 万 6,757 円が、米に対しては 10 a 当たり 1 万 0,939 円、麦に対しては 7,173 円、大豆が 1,954 円ということで振り分けられることにしたわけです。

A 生産組合の昭和 60 年時点での水稻作の償却費を県平均と比較してみようと思います。A 組合の場合、減価償却費は水稻 10 a 当たり宮城県平均 3 万 2,195 円に対して 34% で済んでおります。全国平均 4 万 2,897 円と比較しますと、25.5% で仕上がっていることになるわけです。ここでもう少し見方を変えまして、先ほど申しましたとおり、この 6 戸の所有水田が 18 ha ですから、この 18 ha の所有水田にのみ、この機械施設を利用した

場合の減価償却費を推計しますと、償却費は2万5,204円になるはずですし、この場合は宮城県平均と比較しても78.2%にとどまるだけだという結果になるわけです。

それからもう1つ、この機械施設で最大限稼働できる水稻面積は約30haが限度です。これは物によってはもうちょっと稼働できることもありますけれども、何しろある一定規模を想定して導入した施設ですから、最小稼働の機械施設にあわせて稼働しないと無理があるわけですから、そういう意味でいきますと、30haがこの機械施設の場合は限度になるということで、償却費を試算してみますと、複合経営となっている実態よりも、40%ほど割高になる結果になっておりまして、要するにここで申し上げたいことは、本来的には消極的な対応にとどまっている転作を逆手にとりまして、米山町内の生産組織の方々はそれを積極的に展開することによって、各作物ごとの減価償却費を引き下げ、ひいては経営の最大効果を上げることができたことになっているわけです。

ところで、今一般的には低コストがしきりに議論されております。コスト低減はいろんな手法があると思いますが、要するに10a当たり生産量を可能な限り上げること。それから経費を可能な限り下げること。この両者の相乗効果があって、初めて最大限のコスト低減ができると理解するならば、果たして経費、いわゆる生産費を下げるためにはどういう努力をしなくてはいけないのか。経費だけで議論してみますと、もっと簡単に言えば、日本の稲作のコストがこんなに高いのは、どこに原因があったんだろうかということを、いろいろ調べてみたところ、結論はたった1つ、農業機械の過剰投資だということしかありませんでした。まさか種とか肥料をまかないで物がとれるわけでもありませんし、いろんな問題があるにしても、農業機械は非常に大きいウェートを占めるんだということで、

第4表 水稻10a当たり農機具施設費の推移
(宮城県)

年度	経営費 (A)	内機械施設 (B)	10a生産額 (C)	B/A	B/C
	円	円	円	%	%
35	7,894	3,124	30,868	39.6	10.1
40	9,634	3,575	51,214	37.1	7.0
45	21,001	7,608	68,658	36.2	11.1
50	39,695	16,790	124,560	42.3	13.5
55	67,042	29,349	143,454	43.8	20.5
60	73,832	39,190	168,035	53.1	23.3

資料：(宮城県農林水産統計年報より)。

注：A：一次生産費－家族労働費。

B：(S35～45)は農機具費＋施設費＋畜力費。

C：政府買入れ1等価格×当該年次収量。

第3表と対比させる意味で、第4表を宮城県の実例だけですが調べてみました。

この表の見方は、35年から60年までの経営費がAです。経営費はあくまでも一次生産費から家族労働費を引いたものです。経営費に占める機械施設費をBとしました。この機械施設は昭和35年から45年までは畜力費を加えています。そして、Cが10a当たり生産額ですけれども、米山町の米の出荷実績が大体90数%ほとんど毎年、一等米比率ですので、あくまで、ここでは政府買入一等基準価格掛ける当該年次収量、統計で発表されました米山町の収量でもって10a生産額ということにしてみました。そうするとB/Aは機械施設費が経営費に占める割合、それからB/Cが生産額に占める機械施設費の割合だということになります。B/Aを見ますと、昭和35年の39.5%から53.1%まで上がっております。それから、C/Bを見ても60年は23.3%ということで、この表だけでもいかに農業機械の投資額、すなわち減価償却費が経営費に及ぼす影響がいかに大きいかがご理解できると思います。

8. 更に充実に求めて

したがって、そういう意味からも、米山町で実践しているこういう組織形態は、ある意

味では1つのやり方ではなかろうかと思えます。ただ、これで米山町の1つのタイプができ上がったんだろうかといえますと、決してそうではありませんでして、山で言いますと、まだまだ6合目まで登ったぐらいであって、むしろいつまでも6合目か7合目で立ち往生する可能性はあるわけです。何しろいろんな事情が目まぐるしく変わってきておりますから、ただ、目まぐるしく変わる事情の中でも、こういうみずからの方式を打ち出しながら、やはり自信を持って営農できる、そういう体制をつくり上げることが、今からの日本の農業というよりは、むしろ日本農業はともかくとしても米山町農業には必要なんじゃないかなんかとうかとうか理解しております。

したがって、さらに充実するためにはということで、当面考えられる問題点としては、例えばA生産組合の事例でいきますと、米、麦、大豆、そば、その他野菜、ピーマンとかイチゴをやっているわけです。確かに年間365日のうち300日出役は確保されているとはいえ、ある日は13時間、ある日は3時間という労働出役時間を8時間平均に置き直して300日ですから、期間によってはかなり出る日と出ない日のでこぼこが出るわけです。これを可能な限り平らに直すためにはどうしたらいいんだろうかということで、労働競合の回避を行なう。労働競合の回避を行なっていけば当然余裕が出てまいりますので、安定生産に結びつくはずだということで、たまたまある組合が担当になって、農業生産組織連絡協議会でやっている実践例をここに整理してみました。

第5表-①と第5表-②をごらんになっていただきます。この表の見方ですけれども、1月から12月までの各作物ごとの実投下労働時間、これは14の複合生産組織のうちのある組合の記帳結果に基づいて投下労働時間を整理したものです。例えば大麦で見ますと6月の中旬から下旬、すなわち15日から25

日間で延べ478.4時間労働投下がある。同じく10月にいきまして、10月10日から14日まで72時間、それから、20日から30日までは288時間投下されている。これを作目ごとに旬ごとの必要労働時間を算出するために、全部足して8時間に置き直したのが第5表-②です。すなわち6月15日から6月25日まで大麦は7.8人必要になりますし、それから6月22日から25日までは、大麦が7.8人、大豆で4.6人、計12.4人必要だということになるわけです。見ますと最大ピーク時では10月21日から25日に、たまたまこの組み合わせの作目では18.4人の実投下労働人数がないと8時間労働で対応できない、そういうことを示している表です。

そこで、適期作物の組み合わせは、これらを限りなく1日組合の出役労働人数掛ける8時間に近づけるため、そして、それを近づけることによって、組合の収益性が落ちない作物をどう模索していこうかというのが今後の課題としてあるということです。

それから、私どもの生産組織の構成戸数が、先ほども申しましたとおり、わずかに4戸ないし5戸、奥さんと2人で出てもせいぜい10人ぐらい程度の出役労働しか確保できないということで、忙しい時期、限りなく8時間労働に対応できるような体系をつくり上げようとしても、どうしても突出するときが出てくるわけです。その時点では、どういう形で対応していったらいいんだろうか。

既にある組合が実践しております。例えば野菜に取り組んでいない組織間との労働間の共用とか、例えば大豆の収穫がかなり大変なのですけれども、これは現在、常用のビーンハーベスターで刈って、それをシマタテして、そして、麦をまかなくてはいけないわけですから、それを1度水稻で使った育苗ハウスとか、あるいは野菜の栽培であいているハウスに1度収納しまして、耕起して麦をまくという体制になっているわけです。これを汎用型

第5表 多作物輪作体系下における投下労働試算

第5表一① 作物別期間毎作業量

作物	1月	2月	3月	4月	5月	6月 中旬 下旬	7月 上旬 中旬 下旬	8月	9月 上旬 中旬 下旬	10月 上旬 中旬 下旬	11月	12月
大麦						15 ~ 25 ⊗ (478.4hr)				(72 hr) 10~14 20~30 ⊗ ⊗ (288hr)		
大豆	タンレイ コネズ					22~30 ⊗ (117hr) ⊗ (117hr)	(234hr)				15 ~ 25 ⊗ (396hr) ⊗ (396hr)	(792hr)
小麦						30~5 ⊗ (73.6hr)					20 ~ 30 ⊗ (48hr)	
ソバ						5~10 ⊗ (25hr)			25~30 ⊗ (42hr)			
小豆						26~30 ⊗ (24.5hr)				15~20 ⊗ (66hr)		

第5表一② 作物別期間平均所要日労働力¹⁾

作物名	6/15~ 6/21	6/22~ 6/25	6/26~ 6/30	7/1~ 7/5	7/6~ 7/10	9/25~ 9/30	10/10~ 10/14	10/15~ 10/20	10/21~ 10/25	10/26~ 10/30
大麦	7.8人	7.8人					2.6人		4.7人	4.7人
大豆		4.6人	4.6人					12.9人	12.9人	
小麦				2.2人					0.8人	0.8人
ソバ					0.7人	1.3人				
小豆			0.9人					2.0人		
合計	7.8人	12.4人	5.4人	2.2人	0.7人	1.3人	2.6人	14.9人	18.4人	5.5人

注: 1) (作物別期間投下労働時間)÷(8時間×稼動可能日数), 稼動可能日数は第5表一①作業期間の70%とした。

コンバインを利用してやったらどうだろうか。ところが、汎用型コンバインは1台1,000万円もするわけですから、1組合では対応し切れないということで、数組合でこれを持ってうまく分散して使うとか。とりあえずは組織間共同をやっていく必要があるのではなかろうか。これについては一部、もう既に芽生えができてきております。

それから、何としても最大のネックであります労働競合、この問題をどう解決していくかというためには、地区内の個別中核農家との連携をどうやっていったらいいだろうか。これもある組合によっては、管内の有畜農家3戸、つまり米プラス養豚で完全に生業的に行なっている農家との連携で、忙しい麦、大

豆の切りかえ時を回避し、一方では個別の有畜農家に対しては、彼らが忙しい時期に労働、機械力を持って還元する。あるいは機械力をもってそれを補てんするというような、そういう互換関係ができて上がってきております。

ですから、そういう管内の個別中核農家との連携、それから野菜農家、かなりふえてきておりますけれども、そういう農家との連携を持ちながらやるとすれば、さらに生産組織等を中心として集落農業、集落営農の展開が多分できていくのではないかと思います。

最後に一言付け加えておきます。今、私どもの町も含めまして、村興しの名で不必要なイベントが盛んに仕組まれております。その

イベントあるいは村興しを行なうというのは、本来的には地域に根差したあり方でなくてはいけないのに、たまたまどこかの県で、どこかの市町村で大々的に取り上げたところが非常に功を奏したということで、多くの自治体がそれを模倣しようとしております。それはそれでお祭りですから結構なんですけれども、ただ、そのイベントが厳しい農業行政をカムフラージュするための方策に利用されるのは、非常に腹に据えかねるところです。

実は、先ほど報告された駐村研究員の方々ともお話したんですけれども、酪農ではトップが非常に楽観視したお話をしているということでした。私は、今、水稻に関してはまさに物見ぬ前に、農家の意識そのものがより以上に混乱している時期ではなからうかと思えます。そういう意味ではある程度ほらもいいんじゃないか。まだまだ農業は大丈夫なんだ、国は大丈夫なんだというほら——ほらと言ったらちょっと問題なんですけれども、いずれ暗いイメージだけじゃなくて、そういう農家に積極的に、しかも前向きに呼びかける体制を一つつくっていき、それが即住民パワーで村興しにつながるような、そういう軌道修正をする必要があるんじゃないかと、最近しきりに感じております。

いみじくも、先ほど合砂さんが、農産物は単に金と物の交換ではだめだということをおっしゃいました。ですから、農産物に心を添えて、その心が消費者に受けとられるような、そういうあり方でいたいということをおっしゃってございました。私は非常に感動いたしました。問題は、そういうものを我々役場にいる人間とか、あるいは農協の指導者とかが、いかにも知ったかぶりして言うんじゃないかって、農家が自信を持たれて言う、そういう体制づくりこそ、まさに真の地域興しじゃないかと思っております。

司会 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告に対して一、二ご質問をお受けしたいと思います。

○ 一点、ちょっと事実確認させていただきたいのですが、米山町の複合型生産組織と言った場合、米を中心にした機械の共同作業、共同利用組織、を軸にして余った労働力を複合作業に向けていくというのが実態だと思います。従って、複合が報告の表面に出てきていますが、やはり米が中核にあることを事実確認したいですね。ところで、転作地あるいは作業受託の幹旋という形で、生産組織を農協なり町役場が支援しているんだという報告をされたのですが、そして、稲の経営受託についての支援の仕方は、前回調査で判ったのですが、この地域で一般的な部分作業受託についてどこがどういうふうにして集めるのか、また、集めた作業受託を生産組織に傾斜配分するのかどうかを教えてください。

千葉 たまたま転作を中心にお話を進めましたので、ご理解いただけない点があったらうかと思えますけれども、一般の水稻の作業受託関係についても同様の手法で、もう既に大分昔から実施されております。ただ、最近一つ困った現象は、転作面積がふえると水稻の作業受託面積が減るという状況が若干出てきております。頭打ちのようですが、また作業委託がふえてくる基調にあるようです。

それからもう1つは、62年を境にしまして、利用権設定がかなり出てきているということです。これらにつきましても当然、農業委員会が行なうんですけれども、農業委員さんが農地流動化推進委員という二枚看板を背負ってございまして、推進委員さんがみずから、当然のこととして生産組織に幹せんするという形ができてございまして、各組織とも水稻の委託、あるいは利用権取得についてもかなりうまくやられているとご理解をいただいて結構だと思います。ただ、先ほど、一時期は転作の増加によって受託面積が減少し、それが頭打ちになって、最近はまだふえ

てきそうだというお話を申し上げたんですけれども、さらに、例えば追土地とか、ただいま申し上げました A 生産組合に限定してい

きますと、これ以上は水稻の受託面積はふやせないのも事実のようです。